

山梨県県民資産創造推進本部設置要綱

(目的)

第1条 県民資産の価値を高め有効活用を図るとともに、県民資産の収益を県民に還元するため、山梨県県民資産創造推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 県民資産の価値向上に関する事項
- (2) 県民資産の有効活用に関する事項
- (3) 県民資産の収益の活用方法に関する事項
- (4) その他目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進本部は、知事、副知事、公営企業管理者、教育長、警察本部長、感染症対策統轄官、知事政策補佐官、地域ブランド統括官、知事政策局長、スポーツ振興局長、県民生活部長、リニア未来創造局長、総務部長、防災局長、福祉保健部長、子育て支援局長、林政部長、環境・エネルギー部長、産業労働部長、観光文化部長、農政部長、県土整備部長、会計管理者をもって組織する。

2 推進本部に本部長を置き、知事をもって充てる

3 本部長は、推進本部を総括し、代表する。

(会議)

第4条 本部会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集する。

2 本部長が必要と認めたときは、会議に本部構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、知事政策局政策調査グループにおいて処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月7日から施行する。